

附属資料

各部等における非常時優先業務選定結果

【令和6年度版】

【企画部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・電算及び情報関連機器施設等の保安、通信機器及び情報発信機器の確保	○			
・災害関係の市民への広報及び災害記録写真等の収集	○			
・マスコミへの対応（報道機関への放送の要請を含む）	○			
・市民等への災害情報の発信に係る機器、システム等の管理	○			
・保健福祉部への応援職員の派遣	○			
通常業務（業務停止による影響が大きく継続が必要な業務）				
・情報ネットワークの整備及び維持管理に関すること	○			
・電算システムの導入及び維持管理に関すること	○			
・電算システムの運用に係る情報の管理に関すること	○			
・情報技術を利用した情報共有に関すること	○			
・秘書及び渉外に関すること	○			
・広報誌の編集および発行に関すること	○			
・報道機関との連絡調整に関すること	○			
・ふるさと寄附金に関すること		○		
通常業務（可能であれば継続する業務）				
・庁議、部長会議及び調整会議に関すること				○
・那須地区広域行政事務組合との総合調整に関すること				○

【総務部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・災害対策本部の設置及び運営	○			
・各庁舎及び関係機関との通信手段の確保	○			
・災害関係情報の収集、集計及び職員への伝達(支所及び職員動員を含む)	○			
・消防機関(消防本部、消防署、消防団)及び警察署等防災関係機関との情報交換及び連携	○			
・消防団本部・各支団(水防団)への指示	○			
・支所内被害状況の情報収集と災害対策本部(本庁)への報告	○			
・部内関係の被害状況等の情報の収集、部内との連絡調整	○			
・自主防災組織との連携による被害情報の収集(市民生活部担当業務との連携)	○			
・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、避難警戒区域の設定及びこれら情報の対象区域住民への周知	○			
・鉄道駅との連携、帰宅困難者等の状況等に関する情報収集	○			
・各部の連絡調整	○			
・人員不足の部局に対する人員の配置及び災害救助法(応急救助のための労力・救出)の事務	○			
・災害対策本部等補助(人員不足に対する協力)(会計課、議会事務局、選挙等事務局)	○			
・各部局への応援職員の派遣	○			
・備蓄品等の手配及び搬出等の手配	○			
・各避難所との連絡調整及び避難所への物資搬送に関する調整	○			
・被害状況の県への報告	○			
・災害対策本部庁舎の維持管理	○			
・災害対策用自動車の確保	○			
・災害対応人員、物資等の搬送用車両の配車及び借上げ(県への配車依頼を含む)	○			
・被災者等の緊急輸送バス等の運転	○			
・災害応急対策に関する経費の出納	○			
・臨時電話の設置及び自家発電の手配	○			
・災害対策の予算措置	○			
・市議会議員への情報提供	○			
・市議会災害対策本部の設置及び運営の支援	○			
・県、応援協定締結市町、指定地方行政機関への職員の派遣要請		○		
・自衛隊の派遣要請、自衛隊災害救援活動の調整、宿舎の準備、使用資材の準備		○		
・ライフライン関係機関(東京電力、NTT等)との連携		○		
・タクシー協議会への協力依頼(協定に基づく応援要請)		○		
・県消防防災ヘリコプターの出動要請		○		
・宇都宮地方気象台との連携による気象情報等の収集		○		
・被災者からの問合せ、相談、要望の対応		○		
・被害調査結果の取りまとめ及び被災者名簿の集計			○	
・災害対策の記録整理			○	
・被害家屋の調査及び家屋に関するり災証明発行			○	
災害復旧・復興業務(早期実施の優先度が高いもの)				
・被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進				○
・民生の安定化策の実施				○

・公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施				○
・除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理				○
・風評被害による影響等の軽減				○
・その他法令及び那須塩原市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施				○
通常業務(業務停止による影響が大きく継続が必要な業務)				
・防災会議、災害対策本部及び災害警戒本部に関すること。	○			
・危機管理対策の総合調整に関すること。	○			
・緊急事態発生時の業務継続計画に関すること。	○			
・管内の自治振興に関すること	○			
・自主防災組織に関すること。	○			
・消防に関すること。	○			
・消防団に関すること。	○			
・市有財産の保険及び災害共済に関すること。	○			
・庁舎及び附属施設等の管理に関すること。	○			
・庁用物品の購入及び管理に関すること。	○			
・集中管理車の管理に関すること。	○			
・支所内の物品の調達及び出納保管に関すること。	○			
・現金の出納及び保管に関すること。		○		
・公印の管理に関すること。(会計課)			○	
・小切手の振出しに関すること。		○		
・現金及び財産の記録管理に関すること。		○		
通常業務(可能であれば継続する業務)				
・職員の公務災害補償に関すること。			○	
・文書事務の統括に関すること。			○	
・公印の管理に関すること。(総務課、西那須野支所、塩原支所、議会事務局、選挙等事務局)			○	
・専用公印の管理に関すること。(課税課)			○	
・文書の收受、配布及び発送に関すること。			○	
・本庁と支所間の文書連絡に関すること。			○	
・文書印刷等関連機器の管理に関すること。			○	
・職員の給与及び旅費に関すること。			○	
・予算編成に関すること。			○	
・予算の配当及び執行管理に関すること。			○	
・市債及び一時借入金に関すること。			○	
・地方交付税に関すること。			○	
・財政分析、統計及び公表に関すること。			○	
・公共用地取得等審議会に関すること。			○	
・当直に関すること。			○	
・各種税(保険料)証明に関すること。			○	
・軽自動車税の減免に関すること。			○	
・個人市県民税及び法人市民税の減免に関すること。			○	
・国民健康保険税、介護保険料の軽減及び減免に関すること。			○	
・固定資産税・都市計画税の減免に関すること。			○	
・軽自動車税の調査賦課に関すること。			○	
・市たばこ税の調査賦課に関すること。			○	
・入湯税の調査賦課に関すること。			○	
・市県民税の申告等に関すること。			○	
・個人市県民税普通徴収の調査賦課に関すること。			○	
・個人市県民税特別徴収の調査賦課に関すること。			○	
・法人市民税の調査賦課に関すること。			○	

・国民健康保険税、介護保険料の調査賦課に関する事			○	
・後期高齢者保険料決定通知書、納入通知書の発送に関する事			○	
・土地に係る固定資産税・都市計画税の調査賦課に関する事			○	
・課税台帳及び地番図等の閲覧に関する事			○	
・家屋に係る固定資産税、都市計画税の調査賦課に関する事			○	
・償却資産に係る固定資産税の調査賦課に関する事			○	
・国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する事			○	
・相続税法(昭和25年法律第73号)第58条第2項に関する事			○	
・市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納に関する事			○	
・市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納処分に関する事			○	
・市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の執行停止及び欠損処分に関する事			○	
・市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納税相談及び徴収に関する事			○	
・市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の督促、催告に関する事			○	
・市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の口座振替に関する事			○	
・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の過誤納金に関する事			○	
・市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収囑託及び受託に関する事			○	
・市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収入及び滞納状況の統計に関する事			○	
・有価証券の出納保管に関する事			○	
・支払証ひょうの審査及び支払い事務に関する事			○	
・本会議			○	
・委員会及び協議会			○	
・議員の出欠			○	
・議場の整理及び傍聴			○	
・議案の取扱い			○	
・議案の調査			○	
・議決及び決定事項の処理			○	
・請願及び陳情			○	
・文書の收受、発送及び保存			○	
・情報公開及び個人情報保護に関する事				○
・条例、規則等の制定及び改廃に関する事				○
・公告式に関する事				○
・議会の招集及び議案に関する事				○
・顧問弁護士に関する事				○
・退職手当に関する事				○
・職員の任用及び採用に関する事				○
・市政報告書の編集及び発行に関する事				○
・財産台帳の整備及び保管に関する事				○
・建設工事、業務委託、物品購入等の契約に関する事				○
・業者選考及び入札に関する事				○
・建設工事の設計審査及び検査に関する事				○
・工事設計の基準化、歩掛り及び単価の総合調整に関する事				○
・物品の出納及び保管に関する事				○

・収入印紙等の売りさばきに関する事。				○
・収入印紙等購入基金に関する事。				○
・条例、規則その他諸規程の制定及び改廃				○
・議員共済及び互助				○
・各種選挙の執行管理(最高裁判所裁判官国民審査に関する事含む。)				○
・委員会の会議				○
・選挙人名簿の調製				○
・選挙人の資格調査				○
・直接請求に関する事				○
・異議の申立て、訴訟に関する事				○
・検察審査員候補者予定者名簿、裁判員候補者予定者名簿の調製				○
・監査請求				○
・地方公務員法に基づく措置要求、不利益処分の不服申し立て等による審査				○
・固定資産評価審査申出による審査				○
・(支所管内)農地台帳に関する閲覧及び各種証明発行事務に関する事。				○
・(支所管内)農業者年金の現況届受付事務に関する事。				○

【市民生活部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・各庁舎担当との連絡調整	○			
・在市外国人への対応(避難行動要援護者(外国人)対策)	○			
・自治会(自主防災組織)からの被害情報の収集(総務部担当業務との連携)	○			
・被災者及び緊急物資の輸送、輸送手段及び物資集積所の確保	○			
・警察署への協力(災害地警備・交通規制等)	○			
・帰宅困難者等の代替輸送手段の確保	○			
・高速道路等における災害時優先通行車両の確保及び通行許可証等の発行		○		
・身元判明遺体に係る埋火葬許可	○			
・保健福祉部への応援職員の派遣	○			
通常業務(業務停止による影響が大きく継続が必要な業務)				
・行政連絡員に関すること	○			
・自治振興に関すること	○			
・国際交流に関すること	○			
・公共交通に関すること。		○		
・戸籍届書の審査、受理及び記録並びに戸籍の管理に関すること。	○			
・埋火葬及び火葬場の使用許可に関すること。	○			
・専用公印の管理に関すること。	○			
・住民情報システムに関すること。		○		
・戸籍情報システムに関すること。		○		
通常業務(可能であれば継続する業務)				
・NPO法人に関すること				○
・自動車臨時運行許可に関すること。				○
・住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。		○		
・DV・ストーカー対応(住民記録)に関すること。			○	
・住民票の写し、印鑑証明書その他諸証明書の作成及び交付に関すること。			○	
・印鑑登録申請の受付及び印鑑登録原票の管理に関すること。			○	
・戸籍、附票及び身分事項に関する証明に関すること。			○	
・事務手数料の収納に関すること。			○	
・住民基本台帳の記録、調査、通知及び管理に関すること。			○	
・住民異動届の受付並びに転出証明書の作成及び交付に関すること。			○	
・外国人の在留管理に関すること			○	
・墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条に基づく死体の火葬及びその取扱いに関すること。			○	
・人口動態調査に関すること。			○	
・相続税法(昭和25年法律第73号)第58条に関すること。			○	

【環境戦略部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・避難所等における仮設トイレの整備及びペットのためのスペースの確保	○			
・廃棄物の処理・がれき対策	○			
・危険物施設等における危険物の河川等への大量流失に対する応急措置	○			
・し尿処理に関する那須地区広域行政事務組合との調整	○			
・遺体の捜索、処置、収容、埋葬関係及び災害救助法（遺体取扱・埋葬等）の事務		○		
・動物保護、死亡動物（家畜を除く）の処理			○	
・ねずみ及び衛生害虫の駆除対策（感染症生活衛生対策班の編成）			○	
通常業務（業務停止による影響が大きく継続が必要な業務）				
・一般廃棄物処理計画に関すること。	○			
・黒磯那須共同火葬場組合に関すること。	○			
・大田原市火葬場運営委員会に関すること。	○			
・市営墓地の管理に関すること。	○			
・那須塩原クリーンセンターの管理運営に関すること。	○			
・搬入ごみの受付及び手数料の徴収に関すること。	○			
・一般廃棄物収集業務に関すること。	○			
・生活排水処理及びし尿処理対策に関すること。	○			
・最終処分場に関すること。		○		
通常業務（可能であれば継続する業務）				
・墓地、火葬場等の経営許可に関すること。			○	
・一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。			○	
・ねずみ及び衛生害虫の駆除指導に関すること。			○	
・改葬許可に関すること。			○	
・犬の登録及びペットの管理指導に関すること。			○	
・土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関すること。			○	
・ごみの不法投棄監視指導に関すること。				○
・屋外燃焼行為の監視指導に関すること。				○
・公害の監視・指導に関すること。				○
・公共用水域及び地下水の水質調査に関すること。				○
・公害関係法令に基づく届出の収受及び受理に関すること。				○
・ごみステーションの設置及び管理の指導に関すること。				○

【保健福祉部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・避難所の開設及び運営(人員配置及び他部局等からの応援職員の受入れ等)	○			
・避難行動要支援者(障害者、乳幼児、高齢者、要介護者等)対策	○			
・市社会福祉協議会との連絡調整	○			
・義援金、義援物資の受入れ及び配分	○			
・西那須野庁舎担当との連絡調整	○			
・医療救護班の設置	○			
・医療施設の被害情報収集	○			
・医師会への出動要請	○			
・救護所の設置運営	○			
・医薬品等の県への供給要請	○			
・日本赤十字社栃木県支部への協力要請	○			
・災害救助法(避難施設関係、医療救護・助産)の事務	○			
・被災地及び避難所等における保健衛生対策、食品衛生監視指導	○			
・感染症対策(感染症生活衛生対策班の編成)	○			
・災害救助法関係の取りまとめ、災害救助費の支給申請				○
災害復旧・復興業務(早期実施の優先度が高いもの)				
・施設の復旧		○		
・総合的な相談窓口の設置				○
・融資、貸付、その他資金等の制度周知等				○
通常業務(業務停止による影響が大きく継続が必要な業務)				
・災害救助及び法外援護に関すること。	○			
・救急医療に関すること。	○			
・保健センター及び健康長寿センターの施設使用及び管理に関すること。	○			
・黒磯保健センターの施設使用及び管理に関すること。	○			
・西那須野保健センターの施設使用及び管理に関すること。	○			
・健康長寿センターの施設使用及び管理に関すること。	○			
・民生委員及び児童委員に関すること。	○			
・地域包括ケアシステムに関すること。	○			
・認知症高齢者に関すること。	○			
・地域包括支援センターに関すること。	○			
・地域医療関係団体に関すること。	○			
・社会福祉施設の整備及び管理に関すること。	○			
・高齢者福祉施設の整備及び管理運営に関すること。	○			
通常業務(可能であれば継続する業務)				
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく支援に関すること。		○		
・障害者の援護に関すること。		○		
・介護保険の給付に関すること。		○		
・地域支援事業に関すること。		○		
・その他高齢者福祉に関すること。		○		
・国民健康保険の給付に関すること。		○		
・認定証、受給者証に関すること。		○		
・妊婦及び乳幼児の健康診査及び相談に関すること。		○		
・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護に関すること。		○		
・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付に関すること。		○		

・行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)及び行旅人の法外援護に関する事。		○		
・国民健康保険被保険者の資格得喪に関する事。		○		
・後期高齢者医療制度に関する事。		○		
・国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書の交付に関する事。		○		
・介護保険被保険者の資格管理に関する事。		○		
・要介護認定及び要支援認定に関する事。		○		
・休日等急患診療に関する事。		○		
・介護保険認定審査会に関する事。			○	
・感染症予防に関する事。			○	
・健康教育及び健康相談に関する事。			○	
・高齢者虐待防止に関する事。			○	
・母子保健の向上及び保健指導に関する事。			○	
・母子保健推進員に関する事。			○	
・訪問指導に関する事。			○	
・老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく措置に関する事。			○	
・養育医療に関する事。			○	
・療養費、給付費等に関する事。			○	
・国民年金の被保険者の資格の届出の受理に関する事。			○	
・国民年金保険料の免除申請の受理に関する事。			○	
・国民年金の給付申請の受理に関する事。			○	
・母子健康手帳の交付に関する事。			○	
・除籍及び改製原戸籍の管理に関する事。				○
・がん検診その他の健康診査に関する事。				○
・特定検診及び特定保健指導に関する事。				○
・国民健康保険の保健事業に関する事。				○
・第三者行為に関する事。				○
・予防接種に関する事。				○
・指定地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関する事。				○
・社会福祉法人の認可等に関する事。				○
・障害者福祉に係る社会福祉法人の認可等に関する事。				○
・高齢者福祉に係る社会福祉法人の認可等に関する事。				○

【子ども未来部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・園児及び児童の安全確保	○			
・被害状況等の情報の収集、部内及び災害対策本部との連絡調整	○			
・保健福祉部への応援職員の派遣	○			
災害復旧・復興業務(早期実施の優先度が高いもの)				
・施設の復旧		○		
通常業務(業務停止による影響が大きく継続が必要な業務)				
・保育に関すること。	○			
・保育園の管理運営の調整に関すること。	○			
・民間保育園に関すること。	○			
・幼稚園に関すること。	○			
・認定こども園、地域型保育事業に関すること。	○			
・放課後児童対策に関すること。	○			
・児童及び職員の保健に関すること。	○			
・保育園の給食に関すること。	○			
通常業務(可能であれば継続する業務)				
・子育ての相談、情報の提供、助言等に関すること。			○	
・家庭児童相談室に関すること。			○	
・児童虐待防止に関すること				○
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。				○
・特別保育事業に関すること。				○
・ファミリーサポートセンターに関すること。				○

【産業観光部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・塩原地区担当との連絡調整	○			
・観光客、宿泊客等への災害情報の伝達及び観光地等の被害状況の把握	○			
・被災者への生活必需品等の供給及び災害救助法(生活必需品の給与等)の事務	○			
・商工会等との連絡調整、企業等の被災状況の把握	○			
・産業、観光関係施設の点検及び被害の調査	○			
・農地農業用施設等の応急対策		○		
・家畜伝染病予防対策及び死亡家畜処理		○		
・災害対策本部等補助(人員不足に対する協力)		○		
・被災者への住宅のあっせん(雇用促進住宅)			○	
・農地森林の被害調査			○	
・農地流失等に関するり災証明発行				○
・中小企業に対するり災証明発行				○
災害復旧・復興業務(早期実施の優先度が高いもの)				
・被災者のための相談・支援				○
・り災証明書の発行				○
・融資・貸付・その他資金等の支援				○
・復旧事業計画の作成				○
・激甚災害指定における復旧事業の調査・検討				○
通常業務(業務停止による影響が大きく継続が必要な業務)				
・農業災害復旧に関すること。	○			
・森林の伐採届に関すること。	○			
通常業務(可能であれば継続する業務)				
・堆肥センターの維持管理に関すること。			○	
・堆肥センターの運営に関すること。			○	
・搬入畜産ふん尿等の受付及び処理手数料の徴収に関すること。			○	
・観光施設の整備及び維持管理運営に関すること。			○	
・農作物、農業用施設等の被害対策に関すること。			○	
・自然公園等施設の整備及び維持管理に関すること。			○	
・林道の整備及び管理に関すること。			○	
・森林の治山治水に関すること。			○	
・温泉の保護対策に関すること。			○	
・黒磯那須公設地方卸売市場事務組合との総合調整に関すること。			○	
・保安林に関すること。			○	
・農道の整備及び管理に関すること。			○	
・工業団地施設の維持管理に関すること。			○	
・観光振興センターの維持管理に関すること。			○	
・家畜伝染病の予防に関すること。			○	
・まちなか交流センターに関すること。			○	
・農業制度金融に関すること。			○	
・制度融資に関すること。			○	
・大規模小売店舗に関すること。			○	
・林地開発に関すること。			○	
・農業用水利に関すること。			○	
・委員会の会議に関すること。			○	
・公印の管理に関すること。			○	

・農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令により農業委員会の権限に属する農地又は採草放牧地の利用関係の調整並びに農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、特定農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)により農業委員会の権限に属する事項に関すること。				○
・土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令により、農業委員会の権限に属する農地等の交換分合及びこれに付随する事項に関すること。				○
・担い手並びに新規就農の育成及び相談に関すること。				○
・農地基本台帳の整備及び保管に関すること。				○
・独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業に関すること。				○

【建設部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・道路(橋梁を含む)、公園等の被害調査及び応急対策	○			
・河川護岸、堤防損壊等の応急対策	○			
・避難路の確保	○			
・浸水被害の拡大防止	○			
・土砂災害危険箇所の巡回、点検等	○			
・河川等警戒箇所の巡回	○			
・震災被災住宅応急危険度判定の実施	○			
・各庁舎担当との連絡調整	○			
・建設業協会、電設業協会への協力依頼(協定に基づく応援要請)	○			
・風倒木等の対策	○			
・除雪活動	○			
・家屋、道路、河川等の障害物除去及び障害物集積所の確保並びに災害救助法(障害物の除去)の事務		○		
・被災宅地危険度の判定の実施		○		
・被災者への住宅のあっせん、提供(市営住宅、借上げ民間住宅等)			○	
・災害救助法(住宅の応急修理、仮設住宅の建設等)の事務				○
通常業務(業務停止による影響が大きく継続が必要な業務)				
・道路、橋梁等の災害復旧に関すること。	○			
・河川等の災害復旧に関すること。	○			
・道路の除雪に関すること。	○			
・震災建築物の応急危険度判定に関すること。	○			
・被災宅地の危険度判定に関すること。		○		
通常業務(可能であれば継続する業務)				
・建築基準法に基づく審査及び検査に関すること。			○	
・長期優良住宅の普及の促進に関すること。			○	
・住宅金融支援機構の融資に係る住宅建築の審査及び検査に関すること。			○	
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の届出事務等に関すること。			○	
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行に関すること。			○	
・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)の届出に関すること。			○	
・栃木県建築基準条例(昭和57年栃木県条例第2号)の認定申請に関すること。			○	
・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例(平成11年栃木県条例第25号)に関すること。			○	
・建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく許可、認定、承認及び指定に関すること。			○	
・都市計画施設等の区域内における建築許可に関すること。			○	
・都市計画区域内証明に関すること。			○	
・市営住宅に関すること。			○	
・道路、橋梁等の維持管理及び修繕に関すること。				○
・交通保安設備の維持管理に関すること。				○
・道路付属施設の維持管理に関すること。				○
・駅前広場の維持管理に関すること				○
・公園及び緑地の整備及び維持管理に関すること				○
・河川等の維持管理に関すること。				○

・維持管理用資材の購入及び管理に関すること。				○
・市有建築物の営繕設計、施工監理及び監督に関すること				○
・都市計画道路の新設及び改築に関すること				○
・中心市街地の整備に関すること				○
・駅前広場の整備に関すること。				○
・道路、橋梁等の設計及び施工に関すること。				○
・建築基準法に基づく定期報告に関すること。				○
・建築監視業務に関すること。				○

【上下水道部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・被害状況等の情報の収集、部内及び災害対策本部との連絡調整	○			
・被災者への飲料水等の提供及び災害救助法(応急給水)の事務	○			
・上水道施設の被害調査及び応急対策	○			
・下水道施設の被害調査及び応急対策	○			
・浸水被害の拡大防止	○			
・管工事業協同組合への協力依頼(協定に基づく応援要請)	○			
・水道水の確保		○		
災害復旧・復興業務(早期実施の優先度が高いもの)				
・上下水道施設災害復旧事業			○	
通常業務(業務停止による影響が大きく継続が必要な業務)				
・危機管理に関すること。	○			
・水道施設及び水源施設の維持管理に関すること。	○			
・水質管理及び検査に関すること。	○			
・応急配水に関すること。	○			
・上下水道管路の維持管理に関すること。	○			
・水処理センターの維持管理に関すること。	○			
・ポンプ場の維持管理に関すること。	○			
・農業集落排水管路の維持管理に関すること。	○			
・農業集落排水処理場の維持管理に関すること。	○			
・北那須水道用水供給事業に関すること。	○			
・取水、浄水及び配水記録の整理及び報告に関すること。		○		
通常業務(可能であれば継続する業務)				
・雨水施設の維持管理に関すること			○	
・公印の管理に関すること			○	
・水道料金等の調定、収納及び徴収に関すること			○	
・下水道使用料に関すること			○	
・下水道事業受益者負担金に関すること			○	
・資材管理に関すること			○	
・出納その他会計事務に関すること			○	

【教育部会】

非常時優先業務区分	開始目標時間			
	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以後
災害応急対策業務				
・児童生徒の安全確保	○			
・被害状況等の情報収集、部内及び災害対策本部との連絡調整	○			
・帰宅困難児童生徒の保護	○			
・避難所となる学校施設の学校長への連絡	○			
・学校及び社会教育施設の被害調査	○			
・避難所設置の協力(学校、公民館、武道館)及び避難所運営の協力(人員配置)	○			
・避難所等における被災者、災害応急救助従事者に対する食料の調達及び給食並びに災害救助法(食品の給与)の事務	○			
・文化財の被害調査及び保護		○		
災害復旧・復興業務(早期実施の優先度が高いもの)				
・公共施設等の迅速な復旧	○			
通常業務(業務停止による影響が大きく継続が必要な業務)				
・学校安全に関すること	○			
・学校施設の管理に関すること	○			
・社会体育施設の設置及び管理、運営に関すること	○			
・文化会館等の管理に関すること	○			
・学校の教職員、生徒、児童の保健衛生に関すること	○			
・共同調理場及び学校との間の連絡調整に関すること	○			
・学校給食施設に関すること	○			
・単独調理場に関すること	○			
・スクールバスに関すること	○			
・県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること	○			
通常業務(可能であれば継続する業務)				
・教育長の秘書に関すること			○	
・公印に関すること			○	
・児童生徒の就学及び就学援助に関すること				○
・通学援助に関すること				○
・教育相談に関すること			○	
・用務員に関すること			○	
・学校教育の指導助言に関すること				○
・学校給食の衛生管理に関すること			○	
・学校の教材、図書等に関すること			○	
・教育委員会の会議に関すること			○	
・教育計画及び教育課程に関すること				○
・英語教育課程に関すること				○
・校長及び教頭の会議、研修に関すること				○
・学校施設耐震改修に関すること			○	
・塩原B&G海洋センターに関すること			○	
・その他社会体育施設に関すること			○	
・博物館に関すること			○	
・文化振興公社に関すること			○	
・文化財の保護、管理及び活用に関すること			○	
・埋蔵文化財に関すること			○	
・学校教職員の内申及び適正配置に関すること				○
・外国語指導助手に関すること				○
・奨学資金に関すること			○	

・青少年センターに関すること(条例③青少年に関する指導、助言及び相談に関すること)			○	
・教育委員会内施設の営繕、設計、施工管理及び監督に関すること				○
・学校におけるICT環境の整備に関すること				○
・体育施設の維持修繕に関すること				○
・青少年センターに関すること(条例①青少年の教育及び育成に関すること)				○
・その他教育振興に関すること				○
・教育支援委員会に関すること				○
・教科用図書等の採択に関すること				○
・青少年センターに関すること(条例②青少年健全育成会議に関すること)				○